

ID: 236

担当部署: 上下水道課

処分の概要	加入手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町農業集落排水施設条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (加入手数料) 第15条 加入手数料は、受益者分担金を納付していない者で、新規に排水設備を施設に接続しようとする者から徴収する。</p> <p>2 加入手数料は、排水設備工事許可書と同時に発行する納入通知書により指定の期日までに納入しなければならない。</p> <p>3 加入手数料の額は、1戸当たり別表第4のとおりとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日